

高山市選挙管理委員会告示第12号

令和8年8月30日執行の高山市長選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により投票所の閉じる時刻を別紙のとおり繰り上げるものとし、同条第2項の規定により告示する。

令和8年8月23日

高山市選挙管理委員会
委員長 川 上 実

投票区 番号	投票区名	投票所閉鎖時刻
1 0 1	旗 鉾	午後 6 時
1 0 2	白 井	午後 6 時
1 0 3	法 力	午後 6 時
1 0 5	細 越	午後 7 時
1 0 6	折敷地	午後 6 時
1 0 7	三之瀬	午後 6 時
2 0 5	大 原	午後 6 時
2 0 6	夏 厩	午後 6 時
2 0 7	池 本	午後 6 時
3 0 2	黒 谷	午後 7 時
3 0 3	新 湊	午後 7 時
3 0 4	野々俣	午後 6 時
4 0 2	段	午後 6 時
5 0 4	渚	午後 6 時
6 0 1	甲	午後 6 時
6 0 2	万 石	午後 6 時
6 0 4	浅 井	午後 6 時
6 0 5	秋 神	午後 6 時
7 0 2	上ヶ洞	午後 6 時
7 0 5	日和田	午後 6 時
9 0 1	平 湯	午後 6 時
9 0 2	栃 尾	午後 7 時
9 0 3	長 倉	午後 6 時
9 0 6	蔵 柱	午後 6 時